

# 埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議設置要綱

## (設置目的)

第1条 埼玉県内市町村の公共施設アセットマネジメントの取組を支援することにより、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政負担の削減を図るため、埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 推進会議は、議長、委員をもって構成する。  
2 議長は、埼玉県企画財政部市町村課長をもって充てる。  
3 委員は、別表1に掲げる委員で構成する。

## (会議)

第3条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。  
2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。  
3 議長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (所掌事務)

第4条 推進会議は、埼玉県内市町村が取り組むアセットマネジメントに関する次の事項を所掌する。  
(1) アセットマネジメントに取り組む市町村の情報共有  
(2) 市町村、東洋大学、県の連携による課題解決策の検討  
(3) アセットマネジメントに関するノウハウの蓄積  
(4) 公共施設等総合管理計画の実践に取り組む市町村へのノウハウの提供  
(5) アセットマネジメントに関する情報発信

## (部会の設置)

第5条 公共施設等総合管理計画の実践的な取組について詳細な検討を行うため、推進会議にアセットマネジメント実践検討部会を置く。  
2 部会に、部会長を置く。  
3 部会長は、埼玉県企画財政部市町村課財政、公営企業担当主幹をもって充てる。  
4 部会は、別表2に掲げる委員で構成する。  
5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。  
6 部会長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、埼玉県企画財政部市町村課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議委員

	議長	埼玉県企画財政部市町村課長
市町村	委員	埼玉県内市町村のアセットマネジメント主管課長(相当する職を含む)
学識経験者	委員	東洋大学PPP研究センター長

別表2（第5条関係）

埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議  
アセットマネジメント実践検討部会委員

	部会長	埼玉県企画財政部市町村課財政、公営企業担当主幹
市町村	委員	次に掲げる市町村のアセットマネジメント実務担当者 ア 埼玉県市町村アセットマネジメント推進補助金 交付市町村 イ 公共施設等の集約化・複合化に取り組む市町村 ウ 市町村域を超えた広域的連携を検討する市町村